

令和6年度

栃木南部農業水利事業

環境配慮調査・検討業務

特 別 仕 様 書

関東農政局栃木南部農業水利事業所

<p>第1章 総則 (適用範囲)</p>	<p>令和6年度 栃木南部農業水利事業 環境配慮調査・検討業務の施行にあたっては、農林水産省農村振興局制定「設計業務共通仕様書」(以下「共通仕様書」という)によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。</p>
<p>(目的) 第1-2条</p>	<p>本業務は、栃木南部農業水利事業で改修する幹線排水路において、生物調査及び工事前後のモニタリング評価を実施し、事業の影響を評価して、魚介類の生息環境に配慮した計画を検討するものである。</p>
<p>(場所) 第1-3条</p>	<p>本業務の施行場所は、別添図面に示すとおりである。</p>
<p>(業務概要) 第1-4条</p>	<p>本業務の概要は次のとおりである。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 準備作業</li> <li>2. 生物調査</li> <li>3. 環境検討部会への参加及び資料作成</li> <li>4. 点検取りまとめ</li> </ol>
<p>(土地への立入り等) 第1-5条</p>	<p>作業実施のための土地の立入り等は、共通仕様書第1-16条によるが、発注者の許可無く土地の踏み荒らし、立木伐採等を行った場合に対する補償は、受注者の責任において処理するものとする。</p>
<p>(一般事項) 第1-6条</p>	<p>業務請負契約書及び共通仕様書に示す以外の一般事項は、次のとおりである。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 作業実施の順序、方法等は監督職員と密接な連絡を取り、作業の円滑な進捗を図るものとする。</li> <li>(2) 作業に従事する技術者は、対象業務に十分な知識と経験を有したものである。</li> <li>(3) 受注者は常に業務内容を把握し、業務期間中であっても監督職員が資料の提出を求めたときは、速やかにこれに応じるものとする。</li> </ol>

(管理技術者)  
第1-7条

管理技術者は、共通仕様書第1-6条第3項によるものとし、次のいずれかの資格を有する者、又はこれと同等の能力と経験を有する技術者（大学卒18年（短大・高専卒23年、高校卒28年）以上相当の能力と経験を有する者をいう。）であり、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。

資 格	技術部門	選択科目
技術士	総合技術監理	建設－建設環境 農業－農村環境 農業－農業土木 農業－農業農村工学 環境－自然環境保全 環境－環境影響評価
	建 設	建設環境
	農 業	農村環境 農業土木 農業農村工学
	環 境	自然環境保全 環境影響評価
シビルコンサルティン グマネージャー	建設環境、農業土木	
博士	農学	

(担当技術者)  
第1-8条

担当技術者は、共通仕様書第1-8条によるものとする。

(配置技術者の確認)  
第1-9条

共通仕様書第1-11条における業務組織計画の作成及び共通仕様書第1-12条に基づく技術者情報の登録にあたっては、次によるものとする。

- (1) 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。
- (2) 農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービスへの技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とし、事前に監督職員の承認を得るものとする。

(保険の加入)  
第1-10条

受注者は、共通仕様書第1-37条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。また、監督職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。

(COVID-19 の対応)

第 1 - 11 条

新型コロナウイルス感染症を踏まえた業務の対応については、「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の一部解除後における農林水産省直轄工事及び業務の対応について」(令和 2 年 5 月 18 日付け 2 予第 359 号大臣官房参事官(経理)通知)で取扱いを定めたところであり、本業務においてもこの取扱いを適用する。

第 2 章 作業条件  
(作業条件)

第 2 - 1 条

(1) 生物調査

調査時期、調査数及び調査方法は、次のとおりである。(詳細位置は、添付図面のとおり)

- ・NS-1、2、3、SK-1、魚道部は、事後モニタリング調査
- ・NS-5、7、8、9、10、SK-2、3は、事前モニタリング調査

① 調査時期・調査数

調査地点	春期 (5月下旬)	夏期 (7月下旬)	秋期 (10月上旬)	冬期 (1月中旬)	計
NS-1 (曲線部)	1回	1回	1回	1回	4回
NS-2 (ワンド部)	1回	1回	1回	1回	4回
NS-3 (深み部)	1回	1回	1回	1回	4回
NS-5 (曲線部)	1回	1回	—	—	2回
NS-7 (曲線部)	1回	1回	1回	1回	4回
NS-8 (直線部)	1回	1回	1回	1回	4回
NS-9 (直線部)	1回	1回	1回	1回	4回
NS-10 (曲線部)	1回	1回	1回	1回	4回
SK-1 (D) (通水ゾーン側)	1回	1回	1回	1回	4回
SK-1 (E) (環境配慮ゾーン側)	1回	1回	1回	1回	4回
SK-2 (直線部)	1回	1回	1回	1回	4回
SK-3 (曲線部)	1回	1回	1回	—	3回
魚道部	2回	2回	2回	—	6回
計	14回	14回	13回	10回	51回

※魚道部においては、遡上調査 1 回、降下調査 1 回の計 2 回とする。

② 調査方法

1) 幹線排水路

- ・調査地点において一定区間(約 10m 程度)を仕切り調査範囲とする。
- ・調査範囲において、水温を計測の上、水生植物の生息状況図を作成し、水深、流速を 9 地点(3×3カ所)計測する。また、底質についても確認する。
- ・調査範囲内をタモ網、サデ網、投網等で魚介類を捕獲する。ただし、かんがい期の堰上げ等により水深が深い場合等、水深に応じた調査を行うこと。
- ・捕獲した魚介類の種を同定し、雌雄が確認出来たものも記録すること。なお、NS-2(ワンド部)については、すべての個体についての体長を計測すること。
- ・上記の調査の実施後、調査範囲の下流端に定置網を夕方設置し、翌朝に引き上げ、夜間の移動個体の確認をする。捕獲した魚介類の種を同定し、雌雄が確認出来たものも記録すること。なお、NS-2(ワンド部)については、すべ

(参考図書)

第 2 - 2 条

ての個体についての体長を計測すること。

2) 魚道部

- ・遡上調査は魚道出口(支線水路側)、降下調査は魚道入口(幹線水路側)に定置網を設置して行う。なお、定置網の設置はそれぞれ計 24 時間(12 時間間隔で定置網を確認)とするが、春期調査時には、ゴミ対策としての短時間調査やスクリーンの設置等を検討し、事前に協議のうえ、行うものとする。
- ・捕獲した魚介類の種を同定し、雌雄が確認出来たものも記録し、すべての個体についての体長を計測すること。

本業務の参考図書は、共通仕様書第 2-1 条によるほか次表によるものとする。

図書の名称	発行所
国営土地改良事業地区における「環境との調和への配慮に関する計画」の作成について	平成 19 年 2 月 27 日 農村振興局企画部長 整備部長
環境との調和に配慮した事業実施のための調査計画・設計の技術指針	平成 27 年 5 月 農林水産省農村振興局
環境との調和に配慮した事業実施のための調査計画・設計の手引き(1~3)	食料・農業・農村政策審議会 農業振興分科会農業農村整備部会技術小委員会
今後の生態系配慮の方向性(提言)	令和 2 年 3 月 生態系配慮技術指針検討調査委員会
農業農村整備事業における景観配慮の技術指針	平成 30 年 5 月 農林水産省農村振興局
水田生態系の保全に視点をおいた整備技術の解説書	平成 23 年 3 月 農林水産省農村振興局整備部設計課

(貸与資料)

第 2 - 3 条

貸与資料は下記のとおりとし、これ以外にも必要な資料があるときは監督職員と協議するものとする。

資 料 名	数量
国営土地改良事業 栃木南部地区 環境配慮計画(案)	1 式
平成 28 年度 栃木南部農業水利事業 環境配慮調査・検討業務	1 式
平成 29 年度 栃木南部農業水利事業 環境配慮調査・検討業務	1 式
平成 30 年度 栃木南部農業水利事業 環境配慮調査・検討業務	1 式
平成 31 年度 栃木南部農業水利事業 環境配慮調査・検討業務	1 式
令和 2 年度 栃木南部農業水利事業 環境配慮調査・検討業務	1 式
令和 3 年度 栃木南部農業水利事業 環境配慮調査・検討業務	1 式
令和 4 年度 栃木南部農業水利事業 環境配慮調査・検討業務	1 式
第 16 回 環境検討部会資料	1 式

<p>(参考図書及び貸与資料の取扱い) 第2-4条</p>	<p>第2-2条、第2-3条に示す参考図書及び貸与資料の取扱いは次のとおりとする。</p> <p>(1) 参考図書及び貸与資料の記載事項で相互に矛盾がある場合や、解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。</p> <p>(2) 貸与資料は本業務に支障ない範囲の時期に貸与するものとし、監督職員の請求があった場合の他、完了検査時に一括返納しなければならない。</p> <p>(3) 第2-3条に示す資料以外の貸与資料がある場合には、その旨監督職員から指示する。</p>				
<p>(関連工事) 第2-5条</p>	<p>本業務と関連する主な工事は次のとおりであり、監督職員及び関連業務の管理技術者と連携を密にし、互いに協調の図られた業務成果とすること。</p> <table border="1" data-bbox="451 770 1367 916"> <thead> <tr> <th data-bbox="451 770 1058 837">工 事 名</th> <th data-bbox="1058 770 1367 837">工事実施期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="451 837 1058 916">西清水川排水路改修その6工事</td> <td data-bbox="1058 837 1367 916">R5.9.7～R6.6.27</td> </tr> </tbody> </table>	工 事 名	工事実施期間	西清水川排水路改修その6工事	R5.9.7～R6.6.27
工 事 名	工事実施期間				
西清水川排水路改修その6工事	R5.9.7～R6.6.27				
<p>第3章 業務内容 (作業項目) 第3-1条</p>	<p>本業務における作業項目及び数量は、別紙1「作業項目内訳表」に示すとおりである。</p>				
<p>(作業の留意点) 第3-2条</p>	<p>業務の実施にあたって、特に留意する点は次のとおりとする。</p> <p>(1) 第2-2条、第2-3条に示す参考図書、貸与資料並びに受注者が有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。</p> <p>(2) 作業に当たっては、監督職員及び関係機関と連絡調整を密に行い、作業の円滑な推進に努めることとする。</p>				
<p>第4章 打合せ (打合せ) 第4-1条</p>	<p>共通仕様書第1-10条による打合せについては、主として次の段階で行うものとする。なお、初回及び最終回の打合せには管理技術者が出席するものとする。</p> <p>(1) 打合せ時期</p> <p>初 回 作業着手段階</p> <p>第2回 中間打合せ (第18回環境検討部会資料とりまとめ段階)</p> <p>第3回 中間打合せ (第19回環境検討部会資料とりまとめ段階)</p> <p>最終回 成果とりまとめ段階</p>				

<p>(情報共有システム)</p>	<p>なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当者は、業務打合せ記録簿を作成し、上記の打合せの都度内容について、監督職員と相互に確認するものとする。</p> <p>(2) 打合せ場所 栃木県小山市中央町3-7-1 ロブレビル7階 関東農政局栃木南部農業水利事業所</p>
<p>第4-2条</p>	<p>(1) 本業務は、受発注者間の情報を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図る情報共有システムの対象業務である。</p> <p>(2) 情報共有システムは「工事及び業務の情報共有システム活用要領」(農林水産省 Web サイト参照) によるものとする。</p> <p>(3) 受注者は、発注者から技術上の問題の把握、利用にあたっての評価を行うために聞き取り調査等を求められた場合、これに協力しなければならない。</p>
<p>第5章 成果物等 (成果物)</p>	<p>第5-1条</p> <p>成果物を共通仕様書第1-17条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。</p> <p>(1) 成果物の電子媒体 (CD-R 若しくは DVD-R) 正副2部 このほか、この成果物に含まれる「行政機関の保有する情報公開に関する法律」に基づく「不開示情報」に該当する情報について、その箇所を黒塗りにする措置を行い、電子媒体 (CD-R 若しくは DVD-R) により別途1部を提出するものとする。</p> <p>(2) 成果物の出力 1部 (電子媒体の出力、市販ファイル綴じで可) なお、前記で黒塗りの措置を行った成果物の出力は不要である。</p>
<p>(成果品の提出先)</p>	<p>第5-2条</p> <p>成果物の提出先は以下のとおりとする。 栃木県小山市中央町3-7-1 ロブレビル7階 関東農政局栃木南部農業水利事業所</p>
<p>(技術提案の履行)</p>	<p>第5-3条</p> <p>技術提案書における技術提案内容については、共通仕様書第1-11条に示す業務計画書に反映のうえ作成し、監督職員の承諾を得るものとする。また、技術提案内容の履行確認にあつては、業務完了時までには履行が確認できる資料を監督職員に提出するものとする。</p>

<p>第6章 契約変更 (契約変更) 第6-1条</p>	<p>業務請負契約書第17条から第20条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 第3-1条に示す「作業項目」に変更が生じた場合。</li> <li>(2) 第4-1条に示す「打合せ」に変更が生じた場合。</li> <li>(3) 第5-1条に示す「成果物」に変更が生じた場合。</li> <li>(4) 履行期間の変更が生じた場合。</li> <li>(5) 関係者協議等対外的協議により業務計画等に変更が生じた場合。</li> <li>(6) その他重要な変更が生じた場合。</li> </ul>
<p>第7章 定めなき事項 (定めなき事項) 第7-1条</p>	<p>この特別仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。</p>

## 【作業項目内訳表】

(令和6年度 栃木南部農業水利事業 環境配慮調査・検討業務)

作業項目	作業内容	作業実施欄	
		当初	変更
1. 準備作業	過年度の調査内容及び環境検討部会の内容の把握並びに現地調査を実施し、検討内容・方法・調査計画を整理する。	○	
2. 生物調査	魚介類等の調査を4回(春期、夏期、秋期、冬期)実施し、工事前後のモニタリング評価を行う。	○	
3. 環境検討部会への参加及び資料作成	上記の調査・評価を踏まえ、「栃木南部地区国営土地改良事業推進協議会環境検討部会(2回開催予定)」での説明資料を作成する。また当該部会に参加し、学識経験者、関係機関、地元から出された意見を議事録及び議事要旨に整理し、今後の検討に反映する。	○	
4. 点検取りまとめ	各作業項目の成果物の点検、取りまとめ及び報告書の作成を行う。	○	